

静岡県人事委員会は、通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1294

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-34）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第8条 給与条例第11条第2項第1号、教職員給与条例第12条第2項第1号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第1号（以下「給与条例第11条第2項第1号等」という。）に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>通用期間が支給単位期間（給与条例第11条第6項、教職員給与条例第12条第6項及び警察職員給与条例第11条の2第6項（以下「給与条例第11条第6項等」という。）に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</u></p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額</u></p>	<p>第8条 給与条例第11条第2項第1号、教職員給与条例第12条第2項第1号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第1号（以下「給与条例第11条第2項第1号等」という。）に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（給与条例第11条第6項、教職員給与条例第12条第6項及び警察職員給与条例第11条の2第6項（以下「給与条例第11条第6項等」という。）に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額</u> <u>イ 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合 人事委員会の定める額</u></p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>当該回数乗車券等の通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、1か月当たりの平均通勤所要回数分）の運</u></p>

(3) (略)

2 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第8条の2 給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項（静岡県職員の子供休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第15条第1項（同条例第21条において準用する場合を含む。）若しくは第23条第1項又は静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）第3条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

第8条の3 給与条例第11条第2項第4号、教職員給与条例第12条第2項第4号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第4号（以下この条において「給与条例第11条第2項第4号等」という。）に規定する給与条例第11条第1項第3号、教職員給与条例第12条第1項第3号及び警察職員給与条例第11条の2第1項第3号（以下この条において「給与条例第11条第1項第3号等」という。）に掲げる職員の区分及びこれに対応する給与条例第11条第2項第4号等に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第11条第1項第3号等に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員

賃等の額

(3) (略)

2 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第8条の2 給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項（静岡県職員の子供休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第15条第1項（同条例第21条において準用する場合を含む。）若しくは第23条第1項又は静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）第3条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（次項において「給与条例第11条第3項等」という。）の人事委員会規則で定める職員は、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 給与条例第11条第3項等の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

第8条の3 給与条例第11条第2項第4号、教職員給与条例第12条第2項第4号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第4号（以下この条において「給与条例第11条第2項第4号等」という。）に規定する給与条例第11条第1項第3号、教職員給与条例第12条第1項第3号及び警察職員給与条例第11条の2第1項第3号（以下この条において「給与条例第11条第1項第3号等」という。）に掲げる職員の区分及びこれに対応する給与条例第11条第2項第4号等に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第11条第1項第3号等に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員

であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員(給与条例第11条第2項第5号、教職員給与条例第12条第2項第5号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第5号に掲げる職員を除く。)給与条例第11条第2項第1号等並びに給与条例第11条第2項第2号、教職員給与条例第12条第2項第2号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第2号(以下「給与条例第11条第2項第2号等」という。)に定める額(給与条例第11条第2項第1号等に規定する1か月当たりの運賃等相当額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)・(3) (略)

2 (略)

(支給日等)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 給与条例第11条第4項等の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、給与条例第11条第4項等の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして給与条例第11条第2項第1号等に

であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員(給与条例第11条第2項第5号、教職員給与条例第12条第2項第5号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第5号に掲げる職員を除く。)給与条例第11条第2項第1号等並びに給与条例第11条第2項第2号、教職員給与条例第12条第2項第2号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第2号(以下「給与条例第11条第2項第2号等」という。)に定める額(給与条例第11条第2項第1号等に規定する1か月当たりの運賃等相当額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が80,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)・(3) (略)

2 (略)

(支給日等)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 給与条例第11条第4項等の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、給与条例第11条第4項等の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして給与条例第11条第2項第1号等に

定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額が75,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) 職員が給与条例第11条第2項第1号等及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が75,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (3) 職員が給与条例第11条第2項第5号、教職員給与条例第12条第2項第5号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第5号（以下「給与条例第11条第2項第5号等」という。）に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (4) 職員が給与条例第11条第2項第6号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額が3,000円を超えるときにおける駐車場等に係る当該通勤手当 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が75,000円以下の場合、両区間駐車場等利用者で住居側区間及び勤務

定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額が80,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) 職員が給与条例第11条第2項第1号等及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が80,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (3) 職員が給与条例第11条第2項第5号、教職員給与条例第12条第2項第5号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第5号（以下「給与条例第11条第2項第5号等」という。）に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が80,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (4) 職員が給与条例第11条第2項第6号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額が3,000円を超えるときにおける駐車場等に係る当該通勤手当 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が80,000円以下の場合、両区間駐車場等利用者で住居側区間及び勤務

公署側区間の区間ごとの駐車料金相当額の
2分の1の額が3,000円を超えていない場合
又は最も長い支給単位期間の支給日と当該
手当の支給日が一致しない場合を除く。）

(返納の事由及び額等)

第11条の2 (略)

2 給与条例第11条第5項等の人事委員会規則
で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定める額とする。

- (i) 1か月当たりの運賃等相当額等（第8条
の3第1号に掲げる職員にあつては、1か
月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11
条第2項第2号等に定める額の合計額と
し、給与条例第11条第2項第2号等に掲げ
る職員にあつては、1か月当たりの運賃等
相当額及び給与条例第11条第2項第2号等
に定める額並びに1か月当たりの駐車料金
相当額の合計額とする。以下この項におい
て同じ。）が75,000円以下であつた場合 前
項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつ
ては当該事由に係る交通機関等（同号の改
定後に1か月当たりの運賃等相当額等が
75,000円を超えることとなるときは、その
者の利用するすべての交通機関等）、同項
第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が
生じた場合にあつてはその者の利用するす
べての交通機関等につき、使用されるべき
通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人
事委員会の定める月（以下この条において
「事由発生月」という。）の末日にしたもの
として得られる額（次号において「払戻金
相当額」という。）

公署側区間の区間ごとの駐車料金相当額の
2分の1の額が3,000円を超えていない場合
又は最も長い支給単位期間の支給日と当該
手当の支給日が一致しない場合を除く。）

(返納の事由及び額等)

第11条の2 (略)

2 給与条例第11条第5項等の人事委員会規則
で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定める額とする。

- (i) 1か月当たりの運賃等相当額等（第8条
の3第1項第1号に掲げる職員にあつては
、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条
例第11条第2項第2号等に定める額の合計
額とし、給与条例第11条第2項第2号等に
掲げる職員にあつては、1か月当たりの運
賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2
号等に定める額並びに1か月当たりの駐車
料金相当額の合計額とする。以下この項に
おいて同じ。）が80,000円以下であつた場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2
号に掲げる事由が生じた場合にあつては
当該事由に係る交通機関等（同号の改定
後に1か月当たりの運賃等相当額等が
80,000円を超えることとなるときは、そ
の者の利用する全ての交通機関等）、同
項第1号、第3号又は第4号に掲げる事
由が生じた場合にあつてはその者の利用
する全ての交通機関等につき、使用され
るべき通用期間の定期券の運賃等の払戻
しを、人事委員会の定める月（以下この
条において「事由発生月」という。）の末
日にしたものとして得られる額（次号に
おいて「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6か

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が75,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 75,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

イ 前条第4項第1号、第2号又は第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 75,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

(3) (略)

3 (略)

(支給単位期間)

第11条の3 給与条例第11条第6項等に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期

月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が80,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 80,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

イ 前条第4項第1号、第2号又は第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 (ウに掲げる場合を除く。) 80,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

(3) (略)

3 (略)

(支給単位期間)

第11条の3 給与条例第11条第6項等に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に

<p><u>券の通用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当額を変更すべき事実が生ずるに至った場合等)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用するものとして通勤手当(次項の通勤手当を除く。)を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係る給与条例第11条の3第2項等の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>定める期間</p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうち6か月を超えない範囲でそれぞれ最も長いものに相当する期間</u></p> <p><u>イ 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合 人事委員会の定める期間</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当額を変更すべき事実が生ずるに至った場合等)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用するものとして通勤手当(次項の通勤手当を除く。)を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日<u>(通用期間が6か月を超える定期券の価額の改定にあつては、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間のうち最後の支給単位期間に係る最後の月の末日)</u>を、当該改定に係る給与条例第11条の3第2項等の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1中「75,000円」を「80,000円」に、「78,000円」を「83,000円」に、「81,000円」を「86,000円」に、「定年前再任用短時間勤務職員の平均1か月当たりの通勤所要回数」を「定年前再任用短時間勤務職員等の1か月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において現に施行日の属する月前の月から開始し、か

つ、施行日の属する月以後の月をもって終わる職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第11条第6項、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第12条第6項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）第11条の2第6項に規定する支給単位期間（当該支給単位期間が2以上ある場合にあつては、これらの支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）（以下「特定支給単位期間」という。）に係る通勤手当の支給を受けている職員で、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年静岡県条例35号）（以下「改正給与条例」という。）第2条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第11条、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡県条例36号）（以下「改正教職員給与条例」という。）第2条の規定による改正前の教職員給与条例（以下「改正前の教職員条例」という。）第12条及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡県条例37号）（以下「改正警察職員給与条例」という。）第2条の規定による改正前の警察職員給与条例（以下「改正前の警察職員給与条例」という。）第11条の2（以下「改正前の給与条例第11条等」という。）の規定により算出されるその者の当該特定支給単位期間に係る通勤手当の額（当該特定支給単位期間において支給単位期間が2以上ある場合にあつては、これらの支給単位期間に係る通勤手当の合計額）（以下「特定通勤手当の額」という。）が改正給与条例第2条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第11条、改正教職員給与条例第2条の規定による改正後の教職員給与条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）第12条及び改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の警察職員給与条例（以下「改正後の警察職員給与条例」という。）第11条の2（以下「改正後の給与条例第11条等」という。）の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額に達しないこととなる職員には、改正前の給与条例第11条等の規定により算出される特定通勤手当の額と改正後の給与条例第11条等の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額との差額を特定支給単位期間の月数で除して得た額に、特定支給単位期間の月数のうち施行日の属する月以後の月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切捨てた額）を支給する。

- 3 前項の額は、施行日の属する月の給料の支給日に通勤手当として支給する。ただし、給料の支給日に支給することができない特殊な事情があるときは、その日後に支給することができる。
- 4 前2項の規定に係る通勤手当は、職員が任命権者を異にして異動した場合、施行日に職員が所属する任命権者において支給する。
- 5 第2項の規定の適用を受ける職員については、第11条第4項及び第11条の3第1項第1号の規定は適用しない。この場合において、当該職員の特定支給単位期間のうち施行日の属する月から最後の月までの期間については、新たな支給単位期間として取り扱うものとする。
- 6 この規則の施行の際に6か月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の返納及び支給単位期間については、第11条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第11条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。
- 7 この規則の施行の際現に改正前の通勤手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の別表により作成されている認定簿は、改正後の通勤手当に関する規則の別表により作成された認定簿とみなす。

8 この規則の施行の際、改正前の規則の規定及び別表により作成した用紙等は、当分の間使用できるものとする。